

原付・二輪・小型特殊自動車等の税額表

種別	総排気量	定格出力	葛飾区ナンバーのプレート色	税額	
原動機付自転車	第一種	50 cc以下	0.60 kw以下	白色	2,000 円
	第二種 乙	50 cc超 90 cc以下	0.60 kw超 0.80 kw以下	黄色	2,000 円
	第二種 甲	90 cc超 125 cc以下	0.80 kw超 1.00 kw以下	桃色	2,400 円
	ミニカー	20 cc超 50 cc以下	0.25 kw超 0.60 kw以下	水色	3,700 円
二輪の軽自動車 (三輪以上のトライクなど)	125 cc超 250 cc以下 (50 cc超 250 cc以下)	1.00 kw超 (0.60 kw超)	—	3,600 円	
二輪の小型自動車	250 cc超	—	—	6,000 円	
小型特殊自動車	農耕作業用	速度35km/h未満 排気量制限無 大きさ制限無	緑色	2,400 円	
	その他(フォークリフトなど)	速度15km/h以下 排気量制限無 全長4.7m以下 全幅1.7m以下 全高2.8m以下	緑色	5,900 円	
雪上用	専ら雪上を走行するもの	—	—	3,600 円	
二輪の被けん引車(ポートトレーラーなど)	—	—	—	3,600 円	

※ 総排気量50cc(定格出力0.6kw)を超える三輪以上のバイクは、二輪の軽自動車に該当します。

★ トラック等で街中を巡回して車両を回収する業者の中には、「区役所で廃車申告の手続きを行う」旨を言って回収しても、廃車申告を行われないことがあります。ご注意ください。

・ 葛飾区ナンバーの廃車申告は、郵送でも受付しております。手続方法は、葛飾区ホームページ又は上記お問い合わせ先にご確認ください。

● 三輪以上の軽自動車の用語説明

- ・「初度検査」とは、道路運送車両法の規定による「車両番号(標識番号)」の指定を受けた時に行う最初の検査です。
- ・「初度検査年月」は、『自動車検査証』に記載されていますのでご確認ください。
- ・「重課税額になる年度」は、初度検査を受けた月(初度検査が平成15年10月14日前の場合は、検査を受けた年の12月)から起算して、13年を経過した翌年度からです。

下記の『重課税額になる年度の早見表』をご参照ください。

三輪以上の軽自動車の税額表

(軽三輪・軽四輪)			初度検査年月		重課税額 初度検査から13年経過した車両 重課対象外の車両は「裏面の▶印」をご参照ください。	軽課税額(グリーン化特例)		
			H.27年3月までの車両 (1)	H.27年4月以降の車両 (1)'		下記ケースの場合平成31年度の税額が軽減されます。 初度検査年月がH.30年4月~H.31年3月のうち(2)~(4)の車両(2)~(4)の軽課対象の車両は、「下記の▼印」をご参照ください。 平成32年度以降の税額は、(1)'が適用されます。		
			(2)	(3)	(4)			
軽四輪	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
(総排気量660cc以下)	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円
軽三輪(総排気量660cc以下)			3,100 円	3,900 円	4,600 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

R.01.06.01.作成

● 三輪以上の軽自動車の重課・軽課について

- ・表面の『三輪以上の軽自動車』の税額表のとおり、「初度検査年月」や「燃費性能」等で、税額が異なります。初度検査年月が「平成30年4月~平成31年3月」のうち「燃費性能等が良い」車両は、平成31年度の税額が軽減されます。(グリーン化特例)

重課対象外の車両

電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッド・被けん引車の6車種については、初度検査から13年経過しても(1)又は(1)'の税額のままです。

軽課対象の車両	車両種類	排ガス要件	燃費要件 「乗用」は、初度検査年月が「~H.30年3月」は①、「H.31年4月~」は②。
	(1)'	(2)~(4)に該当しない車両	初度検査が H.30年4月 ~ H.31年3月 のうち、軽課 対象外(グリーン化特例対象外)の車両です。
(2)	電気軽自動車		
(2)	天然ガス軽自動車	平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。	
(3)	ガソリン軽自動車	平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの。	①「乗用」は平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの(20%以上向上達成車)。 ②「乗用」は平成32年度燃費基準値より30%以上燃費性能の良いもの(30%以上向上達成車)。 「貨物用」は平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良いもの(35%以上向上達成車)。
(4)	(3)の車両を除くガソリン軽自動車	平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの。	①「乗用」は平成32年度燃費基準値を満たすもの(燃費基準達成車)。 ②「乗用」は平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの(10%以上向上達成車)。 「貨物用」は平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの(15%以上向上達成車)。

● 重課税額になる年度の早見表

初度検査年月	13年経過した翌年度	初度検査年月	13年経過した翌年度	初度検査年月	13年経過した翌年度
~平成14年12月	平成28年度	平成20年4月~平成21年3月	平成34年度	平成26年4月~平成27年3月	平成40年度
平成15年1月~平成16年3月	平成29年度	平成21年4月~平成22年3月	平成35年度	平成27年4月~平成28年3月	平成41年度
平成16年4月~平成17年3月	平成30年度	平成22年4月~平成23年3月	平成36年度	平成28年4月~平成29年3月	平成42年度
平成17年4月~平成18年3月	平成31年度	平成23年4月~平成24年3月	平成37年度	平成29年4月~平成30年3月	平成43年度
平成18年4月~平成19年3月	平成32年度	平成24年4月~平成25年3月	平成38年度	平成30年4月~平成31年3月	平成44年度
平成19年4月~平成20年3月	平成33年度	平成25年4月~平成26年3月	平成39年度	平成31年4月~平成32年3月	平成45年度

足立ナンバーの登録・廃車等の手続きの場所

- ・二輪の軽自動車、二輪の小型自動車 など

関東運輸局 東京運輸支局 足立自動車検査登録事務所 【所在地】足立区南花畑5-12-1 【自動音声案内】050-5540-2031

- ・三輪・四輪の軽自動車、二輪の被けん引車 など

軽自動車検査協会 東京主管事務所 足立支所 【所在地】足立区宮城1-24-20 【自動音声案内】050-3816-3102

台東区・墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区以外の市区町村に車両の置き場所を異動した場合は、その管轄の運輸支局等で手続きしてください。